

豊能町森林整備計画（案） 新旧対照表

新	旧
I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 1 森林整備の現状と課題 （略） 本町の民有林面積は<u>2, 1 8 5 h a</u>、民有林の人工林面積は1, 1 1 7 h a で、人工林率は5 0 %を超えており、今後とも保育を適正に実施していくことが重要である。 （略） II 森林の整備に関する事項 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） （略） 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 （1）皆伐 （略） ア 皆伐を行うに当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1 箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮し、的確な更新を図るものとする。また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、<u>所要の保護樹林帯を設置するとともに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進するものとする。</u>	I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 1 森林整備の現状と課題 （略） 本町の民有林面積は<u>2, 1 8 8 h a</u>、民有林の人工林面積は1, 1 1 7 h a で、人工林率は5 0 %を超えており、今後とも保育を適正に実施していくことが重要である。 （略） II 森林の整備に関する事項 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） （略） 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 （1）皆伐 （略） ア 皆伐を行うに当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1 箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮し、的確な更新を図るものとする。また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、<u>所要の保護樹林帯を設置するものとする。</u>

(略) 第2 造林に関する事項 1 人工造林に関する事項 (1) 人工造林の対象樹種 (略) また、野性獣による被食害地域、あるいは地質的な問題により括着しない造林地においては、<u>適宜樹種転換等を図るとともに、花粉発生源対策を推進するため、花粉の少ない苗木(無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。)の植栽、広葉樹の導入等に努めるものとする。</u> (略)	(略) 第2 造林に関する事項 1 人工造林に関する事項 (1) 人工造林の対象樹種 (略) また、野性獣による被食害地域、あるいは地質的な問題により括着しない造林地においては、<u>適宜樹種転換等を図る。</u> (略)
---	--

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

(略)

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
ス ギ	<u>密仕立て</u>	<u>4,000</u>	
	中仕立て	3,000	
	<u>疎仕立て</u>	<u>2,000</u>	
ヒノキ	<u>密仕立て</u>	<u>4,000</u>	
	中仕立て	3,000	
	<u>疎仕立て</u>	<u>2,000</u>	

注) 植栽本数を減じる場合は、スギ：1,000 本/ha、ヒノキ：1,500 本/ha を下限とする。

(略)

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

(略)

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
ス ギ	中仕立て	3,000	
ヒノキ	中仕立て	3,000	

(略)

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(略)

ア 路網密度の水準

(単位：m／h a)

区分	作業システム		路網密度
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系	(略)	<u>110</u> ～250
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系		<u>85</u> ～200
	架線系		25～75
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系		60～150
	架線系		<u>20</u> ～50
急峻地 (35° ～)	架線系		5～15

(略)

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(略)

ア 路網密度の水準

(単位：m／h a)

区分	作業システム		路網密度
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系	(略)	<u>100</u> ～250
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系		<u>75</u> ～200
	架線系		25～75
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系		60～150
	架線系		<u>15</u> ～50
急峻地 (35° ～)	架線系		5～15

(略)

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(略)

上記のような厳しい現状下で林業労働者の育成を考えると、まず実施しなければならない施策は、林業労働環境の改善である。そのために労働災害保険などの各種社会保険制度の充実、労働条件の改善を進め、安心して林業に従事できる環境整備に努める。また、これらの施策と並行して、林業の新しい技術や林業機械の紹介普及等の施策を、森林組合広報誌などを利用しながら啓発し、従事者の資質向上を図る。

林業後継者については、大阪府や大阪府林業労働力確保支援センターとの連携を強化し、新規就労の円滑化や基幹的林業労働者の養成等に努める。加えて、林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等に取り組む。

(略)

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(略)

また、北摂地域を代表する貴重な特産物である池田炭は、所有者の高齢化で手入れが困難になったクヌギ林を池田炭原木林として再生するため、所有者の協力を得て、ボランティアによる下草刈りや周辺から侵入する竹の伐採など保全管理を行い、多様な生物が生息する里山とその文化を再生し、後世に残すものとする。

また、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(略)

上記のような厳しい現状下で林業労働者の育成を考えると、まず実施しなければならない施策は、林業労働環境の改善である。そのために労働災害保険などの各種社会保険制度の充実、労働条件の改善を進め、安心して林業に従事できる環境整備に努める。また、これらの施策と並行して、林業の新しい技術や林業機械の紹介普及等の施策を、森林組合広報誌などを利用しながら啓発し、従事者の資質向上を図る。

(略)

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(略)

また、北摂地域を代表する貴重な特産物である池田炭は、所有者の高齢化で手入れが困難になったクヌギ林を池田炭原木林として再生するため、所有者の協力を得て、ボランティアによる下草刈りや周辺から侵入する竹の伐採など保全管理を行い、多様な生物が生息する里山とその文化を再生し、後世に残すものとする。

関する法律（通称「クリーンウッド法」、平成２８年法律第４８号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等に取り組むものとする。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第１ 鳥獣害の防止に関する事項

１ 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

（１）区域の設定

（略）

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	１～４０	<u>２，１８５</u>
イノシシ	１～４０	<u>２，１８５</u>

（略）

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

（略）

７ その他必要な事項

（１）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第１ 鳥獣害の防止に関する事項

１ 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

（１）区域の設定

（略）

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	１～４０	<u>２，１８８</u>
イノシシ	１～４０	<u>２，１８８</u>

（略）

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

（略）

７ その他必要な事項

該当なし

は、極力避けることとする。

土石の切り取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等、適切な措置を講ずるものとする。

太陽光発電施設の設置に当たっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組みの実施などに配慮することとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用するものとする。

(別紙参照資料) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

(2024年現在)

種別	齢級	森林の所在(林小班)	面積 (ha)
スギ	14	1-113	2.01
	13	4-58	2.22
(略)			
ヒノキ	16	1-87	1.51
	13	2-39	1.59
	12	2-95	1.13
(削除)			
	12	4-71	3.66
	11	5-68	1.21
(略)			

(略)

(別紙参照資料) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

(2019年現在)

種別	齢級	森林の所在	面積 (ha)
スギ	14	1-113	2.01
	13	4-58	2.22
(略)			
ヒノキ	16	1-87	1.51
	13	2-39	1.59
	12	2-95	1.13
	<u>12</u>	<u>3-60</u>	<u>1.33</u>
	12	4-71	3.66
	11	5-68	1.21
(略)			

(略)